

安全で快適な  
住みよい  
まちづくりを  
めざして！

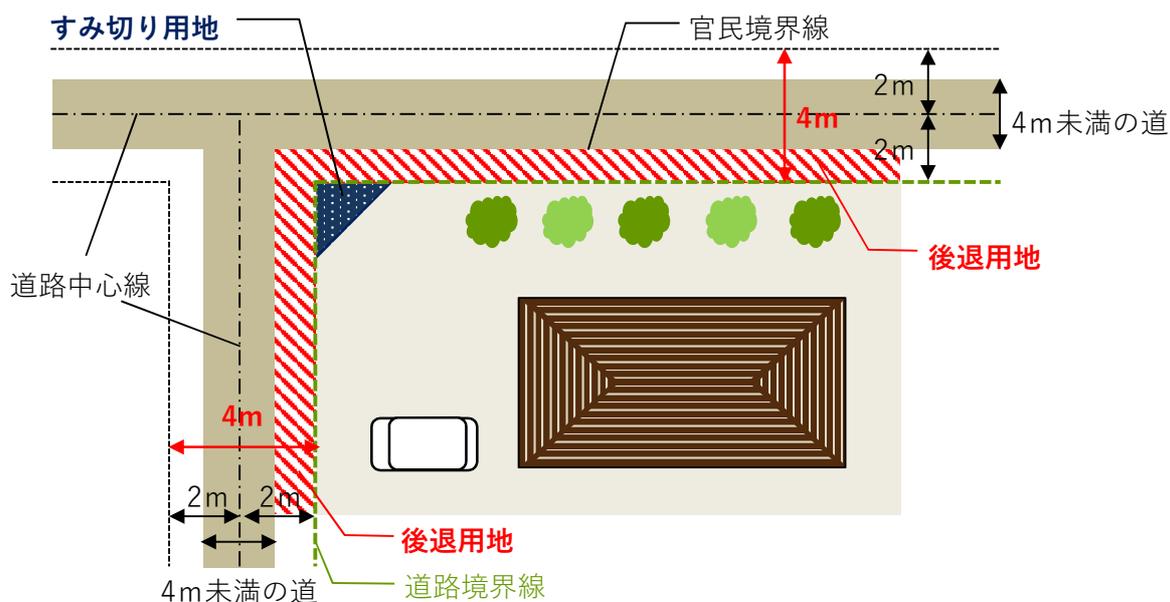
各務原市  
狭あい道路整備事業



令和2年4月  
各務原市

## 狭あい道路整備事業とは

私たちの身近にある生活道路は、日常の人や車の通行という本来の目的以外に通風、採光、日照などの生活環境の確保や、災害時の避難、防火など防災上でも重要な役割をもっています。しかし、市内の生活道路の中には幅員が4 m未満の狭い道路（以下「狭あい道路」）があり、緊急時・災害時だけでなく、日常生活にも支障をきたします。



建築基準法では、狭あい道路に面する敷地に建築物を建てる場合は、その道路中心線から2mを道路境界線とみなして後退し、道路とすることが義務づけられています。また、道路境界線から道路側に突き出して建物、門、塀、擁壁などを建築または築造することはできません。

そこで各務原市では、安全で快適なまちづくりを進めるため、市民のみなさま（建築主等）の理解と協力をいただき、後退用地及びすみ切り用地（以下「後退用地等」）を寄附いただくことで、建築基準法で定められている4mの道路幅員を確保していく事業を行います。

狭あい道路整備事業の対象は、狭あい道路に面した敷地で、原則、新築や増築、改築又は移転（以下、「建築等」）若しくは、建築等が完了してから概ね1年以内の場合になります。

- ◎**狭あい道路**とは、幅員4m未満の建築基準法第42条第2項に規定する道路  
ただし、権利者が個人の道路はこの事業の対象になりません
- ◎**後退用地**とは、前面道路の官民境界線と、道路中心線から2mの道路境界線の間の土地
- ◎**すみ切り用地**とは、狭あい道路と他の道路が同一平面上で交差し、接続し、又は屈曲する箇所に設ける角地で、後退線又は道路境界線に接する辺が2m以上の二等辺三角形の部分

## 狭あい道路整備事業の協議が成立すると

### 1. 後退用地等は、市が整備及び維持管理をします。

後退用地等は市で簡易舗装を施工します。

### 2. 確定測量・登記費用は、市が負担します。

後退用地等の土地を市に寄附していただいた場合は、当該土地所有者から必要な書類を受けて、確定測量及び分筆登記、所有者移転登記を市で行います。

※ただし、寄附申請の前に以下の手続きを完了してください。

- ①後退用地等に抵当権その他所有権以外の権利が設定されている場合は、これを解除してください。
- ②後退用地等について相続が発生している場合は、相続登記を完了してください。
- ③後退用地等にある塀、フェンス、樹木、石垣、電柱、水道メーター、下水マス等（以下「後退支障物」）の除去、移設及び伐採（以下「除去等」）してください。（費用は自己負担となります。）

## 必要な手続きについて

### 1. 事前相談

建築を行う方は、建築計画を持参のうえ、建築指導課に相談して下さい。

### 2. 協議

建築等を行う敷地が、この事業の対象となる狭あい道路に面している場合には協議申出書（要綱 様式第1号）を提出していただき、後退用地等の取り扱いについて市と協議を行って下さい。

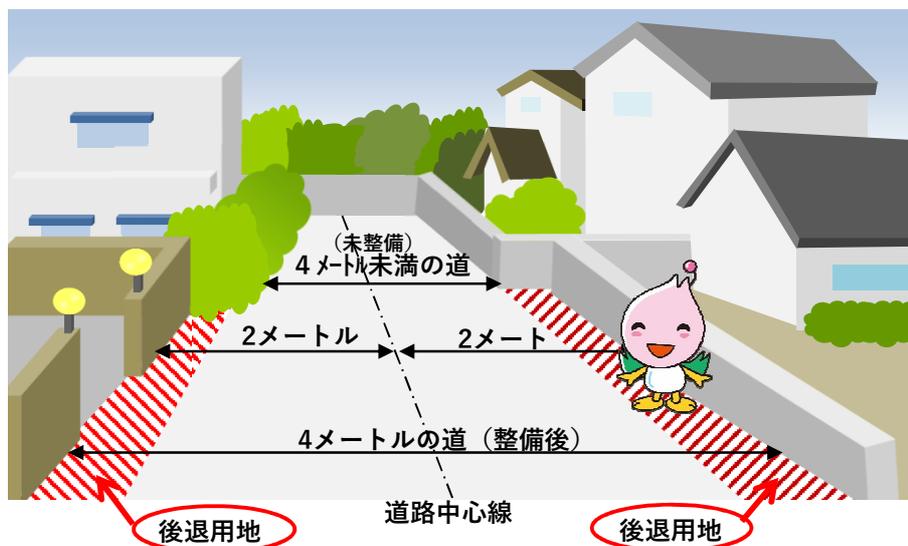
※「建築等を行う敷地」については、申請者が所有している地続きの土地すべてにおいて対象となります。

### 3. 現場調査

現場調査により、道路及び隣地との確定測量を行います。また、道路の中心線から2メートルの位置に後退杭を設置します。

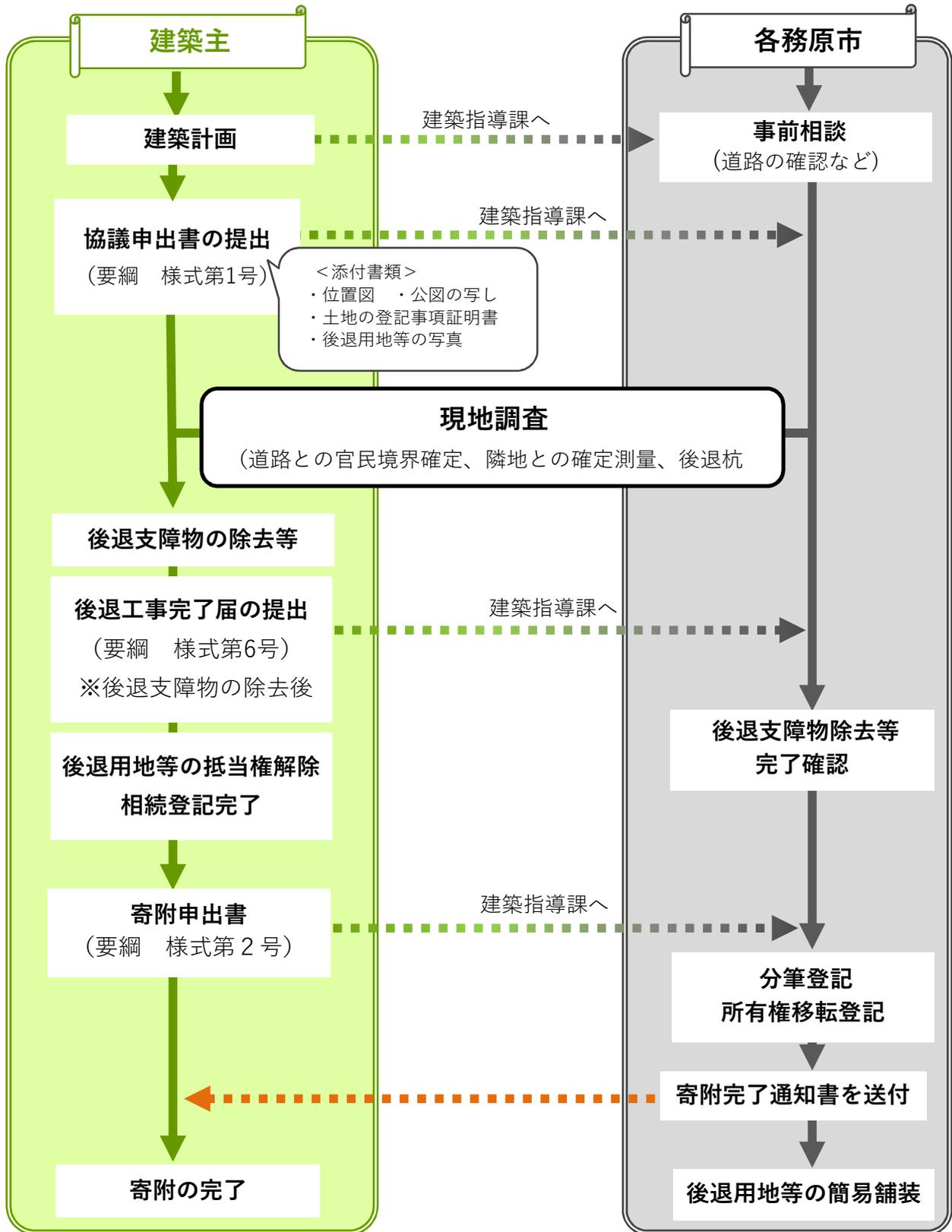
※後退杭の設置は現場の状況により後日になることがあります。

## 整備完了後のイメージ



※ 後退用地では家を建てたり、門、塀などを築造することができません。

# 協議成立までのフロー図

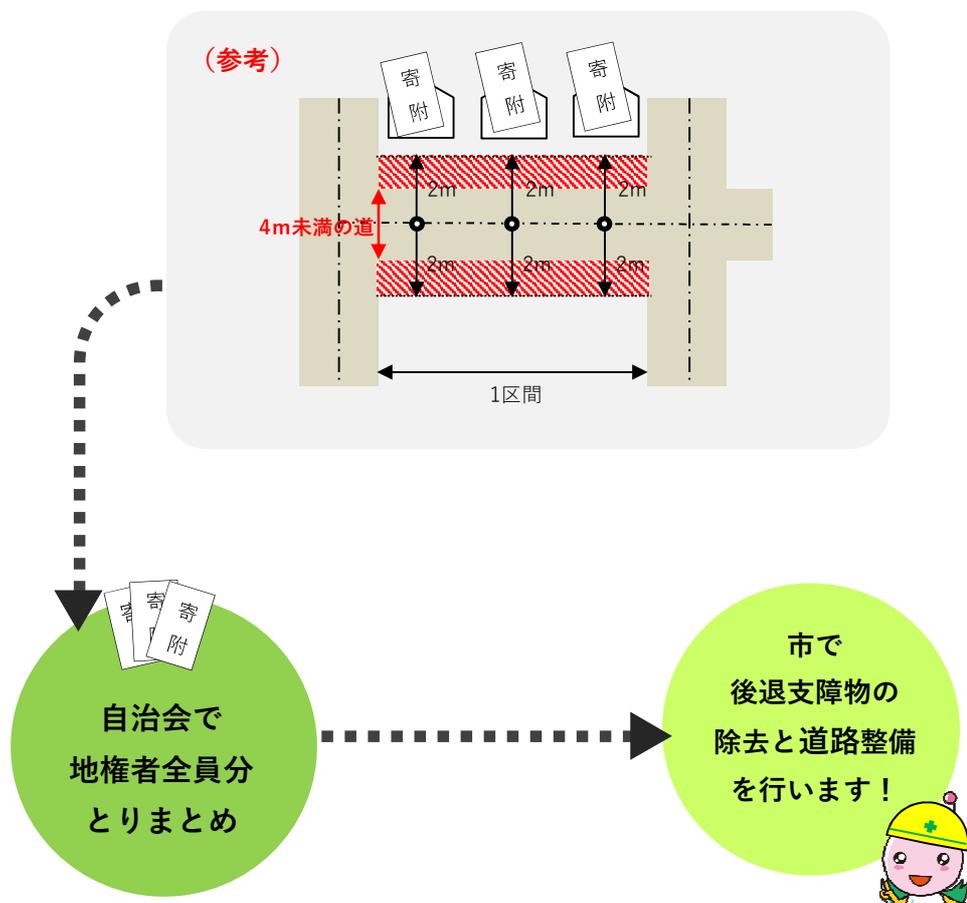


※ 基本的な流れを示しています。

## 交差点から交差点まで（1区間）の後退用地について

地元自治会から要望がある交差点から交差点までの一区画地以上ある市道整備について、関係地権者全員の寄附により申請のあった場合で、市長が特に必要と認めたものについては、後退用地等内にある、後退支障物の除去等を、道路整備工事にて実施します。

この事業は別途、道路課と協議となります。



問い合わせ先

各務原市都市建設部建築指導課

TEL 058-383-1111

058-383-1482（直通）